19. 「日本の漁業許可制度について」

水産アナリスト 有薗眞琴委員

それでは、許可制度ということで、ごく簡単にお手元の資料で説明をさせてもらう。日本の漁業の許可制度はどういう位置付けかというと、資料 P2 にあるように、日本の場合には漁業権漁業というものがあり、許可漁業があって自由漁業があるわけである。この漁業権漁業と許可漁業の違いは、許可漁業の場合には一般的に禁止されている漁業について、それを解除して、申請があれば、適格であれば許可を与える。だから、自由の回復というような形の位置付けになる。一方で、漁業権免許漁業というのは、実は特定の者に資格を与えて独占排他的に漁業をさせるというものであるから、日本の制度の場合に非常に特殊な漁業権漁業があることをこれまでも説明してきた次第である。これでよいのかというところがやはり課題になろうかと思う。許可漁業に一本化していくような方向性がどうしても必要になろうかと思う。

資料 P4 に細かく許可漁業が書かれているが、大きく2つ、大臣許可漁業と知事許可漁業に分かれるわけである。それで、大臣許可漁業は指定漁業とその他の指定漁業以外の許可が必要なものということで、以前は承認漁業と言っていたが、そういうものがあると。知事許可漁業というのは、大臣が県境をまたがって操業するようなもので、統一的に規制をしなければならないものを法定知事許可漁業として漁業法に位置付けている。その他のものは漁業調整規則等によって各県がさまざまな漁業種類の許可を与えて操業しているというような違いがあるわけである。

それで、少し飛ばすが、資料 P7 で先ほどの坪内講師が操業されている中型巻き網がどういう形で操業されているかであるが、ここに萩大島がある。中型巻き網は、このもくもくと入道雲のような形で 3 マイル線が引かれており、それよりも沿岸で操業してはいけないと。そして、その沖側には小型底引き網漁業というラインが引かれている。中型巻き網は見島、50 キロメートル沖合でも操業は島周りで 5 マイル以内に入ってはいけないというような規制がかかっているわけである。小型底引き網は直線で近いところで 4 マイルとか、そのようなところで線が引かれており、それよりも内側で操業してはいけない。そして、指定漁業の大中型巻き網、ここは見島のマグロが取れる漁場が近くにあるわけであるが、こういう 10 マイル線が引かれていて、それよりも陸側で操業してはいけない。それから、沖合底引き網漁業という指定漁業があり、この赤いラインよりも内側で操業してはならないと。このような形で許可がいろいろたくさん地先ではあるから、漁場をシェアしながらそれぞれが操業しているような状況がある。

資料 P8 は禁漁期間のことである。先ほど私が坪内講師の講演の後に申したように、大中

型巻き網は、この海域では規制の期間が、禁漁期間がない。それから、魚種についても指 定がない。ところが、法定知事許可漁業、これが中型巻き網であるが、これは12月16日 から3月15日までの山口県の漁業調整規則によって3カ月の制限が加えられている。そう すると、萩大島の方は、なぜ沖合で操業する大きな大中型巻き網に禁漁期間がなくて、私 たちだけには3カ月もの禁漁期間があるのだと、そのような不満が出てくるわけである。 実は大中型巻き網も中型巻き網もアジ、サバ、イワシを皆取る。それを、資源の管理をす るために国は平成9年1月からTAC管理をマイワシとかアジ、サバといったものに引いた わけである。それを今運用しているのは、TAC は引くが、しかしながら、漁獲を割り当て るのは過去の実績に基づいて配分するだけで、実は早取り競争で先に取った者が権利を得 るというような形であるから、中型巻き網の人は3カ月の禁漁期間が何で設定されるのか、 初めから、スタートから不公平ではないのかということである。したがって、漁業制度と しては、やはりここで TAC だけでは駄目だということの認識を皆さんに持ってもらわなく てはいけない。要するに当初から割り当てを配分して、そして 1 年間を通じてその中で、 自由にその枠の中で取れるということにしなければ、初めから勝負は付いているというよ うな形の漁業形態がそれぞれにある。例えば沖合底引き網漁業がここに書いてあるが、こ れは3カ月間の禁漁期間がある。しかし、小型底引きでは6月から7月末・8月1日まで であるから 1 カ月間のずれがあることが、この小型底引きにとっては非常に稼ぎ時と。あ る意味インプットコントロールすれば、地域にとっては良い面も若干あるわけであるが、 やはりこういったことはアウトプットコントロール、TACと、そして IQ、ITQ という形で 割り振っていかないと、こういった制度の悪いところはいつまでも残って、資源について 地元での坪内講師のような方の、ただ高く売る、販路を広げるという取り組みしか手段が なくなってしまうわけである。やはり価格的な管理をしていくという意味で、このような 制度は変えていく必要があろうかと思うわけである。

そして、日本の漁業調整機構は、戦後にできた特別の新しい特徴であるが、海区ごとのトラブル、紛争を調整し解決していく手段として漁業調整委員会ができているわけであるが、この漁業調整委員会は都道府県に 1 海区か 2 海区ずつ設けられている。また連合海区も 2 つ以上の県にまたがる海区で設定されているし、また広域漁業調整委員会は大臣管理のものであるが、それも設けられていると(資料 P9)。

そういう中で、実はこういう農林水産大臣監督の漁業調整委員会、それから都道府県監督のものがあるわけであるが、これはどうしてもこれだけでは今までの漁業法に基づいた紛争の防止、意見交換の場としてしか機能していない部分があるわけである。やはりここに資源の科学的管理が行えるような機能を持ったものにしなければ、例えば海区漁業調整委員会では構成委員を漁業者で大半が占められているようなところで、漁業の調整はできても本当に資源の管理ができるのかといったことがあるので、そういう課題がここにあることを理解してもらえればと思う(資料 P10)。

以上であるが、いずれにしても、今の漁業制度は矛盾を抱えているので、我々としては、

実は事前に勉強会をする中では、独占排他的な漁業権漁業は果たして必要なのかというような議論も出てきている。そういう課題があることを問題提起させてもらって、私の発表とさせてもらいたいと思う。ありがとうございました。